

「令和7～8年度佐賀県臨床研修プログラム特別コース運営業務」委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本県では、若手医師の育成・定着を推進するために、臨床研修医の確保が課題である。特に、研修医定員の多くを占める佐賀大学医学部附属病院の臨床研修プログラムの採用数が定員数を下回る状況が続いていることから、同病院の研修プログラムの魅力化が急務である。

今回、同病院の特定プログラムを選択した研修医を対象とし、将来的な海外留学に向け語学などの日常的な学びに加え短期間の海外体験への支援を行う特別コースとして「SAGA臨床研修グローバルコース」を開設することとした。

については、本コースにおいて必要なコンテンツを提供し円滑なコース運営を行うことを目的として、公募型プロポーザル方式により、本業務について意欲のある事業者を募集する。

2. 委託業務の内容

委託業務の内容は以下のとおりとする。

(1) 業務の名称

令和7～8年度佐賀県臨床研修プログラム特別コース運営業務

(2) 業務の内容

別紙「令和7～8年度佐賀県臨床研修プログラム特別コース運営業務委託に係る公募型プロポーザル仕様書（案）」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日（令和7年4月1日以降）から令和9年3月31日（予定）まで

(4) 予算額（参考金額）

委託料上限額 43,400千円以内（令和7年度 21,700千円、令和8年度 21,700千円）
（消費税及び地方消費税含む）

3. 参加者の資格要件

参加できる資格要件は、次の要件を全て満たす企業とする。なお、(4)の要件については資格確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（破産等により入札参加資格の無い者、契約の不履行や入札等で不正行為を行った者など）でないこと。
- (2) 佐賀県発注の契約にかかる指名停止処分を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げ

る者がその経営に実質的に関与していないこと。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (5) 事業の企画、運営を一体的に推進した実績を持つ者であること。

4. 担当部局及び問合せ先

佐賀県 健康福祉部 医務課 医療人材政策室 石丸
〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 新館3階
電話（直通）：0952-25-7358 FAX：0952-25-7267
E-mail：imu@pref.saga.lg.jp

5. 公募スケジュールと内容

(1) 実施スケジュール（予定）

県ホームページでの公募開始	令和7年2月14日（金）	
質問書の提出期限	令和7年2月21日（金）	17時00分
参加資格確認申請書の提出期限	令和7年2月28日（金）	17時00分
提案書の提出期限	令和7年3月10日（月）	17時00分
プレゼンテーション	令和7年3月11日（火）	予定
最優秀提案者決定	令和7年3月12日（水）	予定

※説明会は実施しない。

(2) 公募要領の公表

令和7年2月14日（金）に県ホームページで公表。

(3) 質問書の受付及び回答

- ① 受付期間：令和7年2月14日（金）～令和7年2月21日（金）17時まで
- ② 質問方法：仕様書等に対する質問書（様式1）により電子メールで提出する。電話による質問に対しては回答しない。
- ③ 送付先：「4. 担当部局及び問合せ先」と同じ（E-mail：imu@pref.saga.lg.jp）

- ④ 回答方法：令和7年2月26日（水）までに質問者に電子メールにより回答するとともに、原則として、県ホームページで応募者全員に質問及び回答内容を周知する。

(4) 参加資格確認申請書の提出

- ① 提出期限：令和7年2月28日（金）17時まで
- ② 提出書類：
・ 参加資格確認申請書（様式2）
・ 誓約書（様式3）
・ 実績書（様式4）
- ③ 提出方法：持参、郵送又は電子メール
- ④ 提出先：「4. 担当部局及び問合せ先」と同じ（E-mail：imu@pref.saga.lg.jp）
- ⑤ 参加資格の確認結果は、令和7年3月10日（月）までに通知する。

(5) 提案書等の提出

- ① 提出期限：令和7年3月10日（月）17時まで
- ② 提出書類：
・ 提案書（様式任意。事業年度ごとに作成すること。）
以下を記載すること
ア 本業務の具体的な実施方法やスケジュールなどの運営計画がわかる内容
イ 応募者が過去に携わった研修運営等の類似業務ある場合はその業務内容、役割、実績にかかる内容
ウ 委託業務の実施体制及び連絡体制
・ 見積書（事業年度ごとに作成すること。）
・ その他の主な業務実績
・ 会社概要
（留意事項）
✓ 今回のプロポーザルにおいては、内容やスケジュール等が受講者ごとに異なる業務を含んでいるため、別添仕様書（案）に基づいて想定可能な範囲で運営計画や見積書を作成すること。
✓ 提出された見積書は参考見積とし、本プロポーザルの最優秀提案事業者と委託内容の仕様を協議した上で、改めて正式な見積書の提出を求める。
✓ 提案書の受領後、担当部局が必要であると判断した場合には、補足資料等を求めることがある。
✓ 提出された提案書等は返却しない。
- ③ 提出方法：持参、郵送又は電子メール（持参及び郵送の場合は各資料5部）
- ④ 提出先：「4. 担当部局及び問合せ先」と同じ（E-mail：imu@pref.saga.lg.jp）

(6) プレゼンテーションの開催

① 開催日時：令和7年3月11日（火）予定（時間は後日参加者に連絡する。）

② 開催方法：WEB 会議形式

※提案書の内容について審査員から質疑を行うため、内容について回答できる者が参加すること。

(7) 最優秀提案事業者の選定

- ・ 審査員は、提案書の内容及びプレゼンテーション時の質疑への回答内容により別に定める評価基準に従い審査を行い、審査の結果、最優秀提案事業者を選定し、その者を契約交渉の相手方として特定する。
- ・ 最優秀提案事業者となるべき評価点の最も高い者が2者以上あるときは、提案内容の評価点が高い者を最優秀提案事業者とする。
- ・ 最優秀提案事業者の合計点が、各審査員の持つ得点の合計点の半分に満たない場合は、再度公募を行うこととする。
- ・ 業務委託先の決定については、県ホームページに掲載する。

(8) 審査結果発表及び通知

令和7年3月12日（水）を予定。

審査結果は、文書によりすべての参加者に通知する。電話等による問合せには一切応じない。

6. 業務の委託契約

- (1) 審査委員会により選定された最優秀者と仕様の細部や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、当該業務に係る随意契約を締結する。この場合において、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求める。
- (2) 提案書は、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、委託業務はその内容に限定されないものとする。
- (3) 最優秀者との協議が不調となった場合には、次点者を随意契約の協議の相手方とする。

7. 契約保証金

- ① 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
- ② 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき担保を供することができる。
- ③ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合
 - ウ 当該契約を履行しないこととなるおそれがない場合

8. 失格事由

- (1) 提案書が提出期限内に提出されなかった場合。
- (2) 提案書の内容に虚偽の記載がある場合。
- (3) 提案書の提出後に本実施要領「3. 参加者の資格要件」に定める要件を満たさなくなった場合。
- (4) 他の参加者の協力者となった場合。
- (5) その他、本実施要領に定める手続き、方法等を遵守しない場合。

9. その他の留意事項

提案書等の作成に要した費用、その他参加に要した経費については参加者の負担とする。